証券コード　6199
平成29年11月７日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿七丁目５番25号
**株　式　会　社　セ　ラ　ク**
代表取締役　**宮　崎　龍　己**

# 第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第30期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年11月21日（火曜日）午後６時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

## 記

1. **日　　時**　平成29年11月22日（水曜日）
　午前10時（受付開始：午前９時30分）
2. **場　　所**　東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
　住友不動産新宿グランドタワー５階
　ベルサール新宿グランド　コンファレンスセンター
　（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）
3. **目的事項**
　**報告事項**　第30期（平成28年９月１日から平成29年８月31日まで）
　事業報告及び計算書類の内容報告の件
　**決議事項**
　**第１号議案**　剰余金の処分の件
　**第２号議案**　取締役５名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.seraku.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添 付 書 類）

# 事 業 報 告

（平成28年９月１日から
平成29年８月31日まで）

## １．会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、米国の政策運営の不安定さや地政学リスクの高まりに伴い、経済活動の先行き不透明な状況が続いている一方、金融政策、経済政策により雇用・所得環境の緩やかな改善基調にありました。

当社が主にサービスを提供する情報産業分野においては、ビッグデータなど新たな技術を活用した新しいビジネスモデル創出意欲の高まりや、AI技術を活用した製品やサービスが産業全体に大きく拡大することが見込まれており、これらの需要に対応する質の高いITエンジニアの採用・育成の重要性が増しております。

このような環境の下、当社は引き続きITエンジニアの採用及び技術教育を充実させるべく注力するとともに、「みどりクラウド」をはじめとした農業IoT分野を拡大させるべく、営業体制の構築を行うとともに、新しいサービスの確立に取り組んでまいりました。

このような情勢の中、当社の売上高は7,500,181千円（前期比18.7％増）、営業利益は532,852千円（前期比0.7％減）、経常利益は543,301千円（前期比2.1％増）、当期純利益は360,021千円（前期比14.3％増）となりました。

なお、事業分野別のセグメント概況は、以下の通りであります。

#### ①　ＩＴインフラ事業

ITインフラ事業においては、大手企業の安定継続的なIT投資及び人材不足を背景に、人材の積極的採用・育成に注力してまいりました。中長期的に継続するIT運用及び従来のシステムからクラウド環境への移行及びその後の運用案件に併せて、パブリッククラウドをベースとしたIT基盤環境の構築及び運用サービスの拡大に取り組んでまいりました。

これらの結果、当セグメントの売上高は4,303,100千円（前期比16.9％増）、セグメント利益は560,737千円（前期比38.4％増）となりました。

② ウェブマーケティングコミュニケーション事業

ウェブマーケティングコミュニケーション事業においては、顧客企業における「デジタルマーケティング領域」、「ウェブサイト運用」、「CRMマーケティング運用」の慢性的な人材不足を背景に順調に案件獲得が見込めることから、引き続き人材の積極採用及び育成に注力いたしました。

自社メディア「JOB CLIMBER」サイトにおいて、即戦力人材の採用を活発化させ、組織力を活かしたチーム提案を行い、事業拡大を実現する為の先行的な投資を行っております。また、SalesforceなどのBIツールの導入、定着化、改善及び運用を支援する「アドミンサービス」について体制を確立・整備することでサービスを拡大してまいりました。

これらの結果、当セグメントの売上高は1,316,560千円（前期比35.9％増）、セグメント利益は141,388千円（前期比20.5％増）となりました。

（注）CRMとは、売上・利益に貢献する優良客を増やしてビジネスを成功に導く顧客志向のマネジメント手法のこと。

③ スマートソリューション事業

スマートソリューション事業においては、既存の大手企業からのシステム開発の継続案件の受注に留まらず、クライアントとともにIoTソリューション案件を創出することに注力してまいりました。併せて、「フロントエンド技術領域」の案件増加及び、人材不足を背景に安定的な案件獲得が見込まれることから、人材の積極的採用及び育成を継続して進めております。

これらの結果、当セグメントの売上高は1,605,499千円（前期比15.3％増）、セグメント利益は131,840千円（前期比15.3％減）となりました。

④ その他事業

その他事業においては、通信事業や組込ソフトウエア、ハードウェア設計などへの技術提供、IoTプラットフォーム開発、施設園芸農家向け環境モニタリングシステム「みどりクラウド」の販売・サービス提供を行っております。

通信・ハードウェアの技術提供においては、製造業への支援業務において、前期に引き続き安定した実績をあげております。

みどりクラウド事業においては、農業界での認知度や市場における優位性の向上、販売網の拡充を図るべく、自治体や種苗会社、農業資材販売会社とも協同し、積極的に販促活動強化を図ってまいりました。

これらの結果、当セグメントの売上高は275,021千円（前期比0.7％減）、セグメント損失は49,558千円（前期はセグメント損失11,010千円）となりました。

事業別売上高

| 期別<br>事業別 | 第29期 | | 第30期<br>(当事業年度) | | 前期比 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 売上高 | 構成比 | 売上高 | 構成比 | |
| | 千円 | % | 千円 | % | % |
| ITインフラ事業 | 3,679,472 | 58.2 | 4,303,100 | 57.4 | 16.9 |
| ウェブマーケティング<br>コミュニケーション事業 | 969,037 | 15.4 | 1,316,560 | 17.5 | 35.9 |
| スマート<br>ソリューション事業 | 1,392,449 | 22.0 | 1,605,499 | 21.4 | 15.3 |
| その他事業 | 276,875 | 4.4 | 275,021 | 3.7 | △0.7 |
| 計 | 6,317,835 | 100.0 | 7,500,181 | 100.0 | 18.7 |

(注) 部門間取引については、相殺消去しております。

**(2) 設備投資の状況**

当事業年度におきましては、事業規模の拡大及び経営効率化の観点から、総額110,883千円の設備投資を実施しております。

主な投資といたしましては、本社オフィス増床に伴う建物附属設備として54,746千円、みどりクラウドのソフトウエアとして35,425千円の設備投資を実施いたしました。

**(3) 資金調達の状況**

該当事項はありません。

### (4) 財産及び損益の状況の推移

| 区　　分 | 第27期<br>平成26年８月期 | 第28期<br>平成27年８月期 | 第29期<br>平成28年８月期 | 第30期<br>(当事業年度)<br>平成29年８月期 |
|---|---|---|---|---|
| 売　上　高（千円） | 3,876,674 | 5,340,246 | 6,317,835 | 7,500,181 |
| 経 常 利 益（千円） | 252,887 | 321,258 | 532,004 | 543,301 |
| 当 期 純 利 益（千円） | 145,765 | 212,572 | 314,869 | 360,021 |
| １株当たり当期純利益（円） | 14.60 | 21.77 | 26.89 | 26.47 |
| 総　資　産（千円） | 1,376,840 | 1,905,127 | 3,108,683 | 3,411,805 |
| 純　資　産（千円） | 548,801 | 770,406 | 1,794,688 | 2,127,743 |
| １株当たり純資産額（円） | 58.14 | 67.61 | 132.88 | 154.92 |

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を除く）に基づき算出しております。
２．１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式数を除く）に基づき算出しております。
３．平成26年８月８日付で普通株式１株につき20株の割合で、平成28年４月30日付で普通株式１株につき100株の割合で、平成29年３月１日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

### (5) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

### (6) 対処すべき課題

現在の我が国の経済は、緩やかな回復基調で推移しているものの、依然として先行きに不透明感があります。そのような中、当社の将来の業績は、技術力の高いエンジニアの確保とその稼働率の多寡にかかっております。これを実現するために、優秀な人材の採用及び育成、新規事業の開発と拡大、企業の社会的責任への取り組みについて、バランスを取りながら永続して強化を図ることが最大の課題であると認識しております。

そこで、当社は、以下のような点に留意し経営活動に取り組んでまいります。

#### ①　優秀な人材の確保、育成

当社は、顧客にIT技術を提供できる人材を自社で採用し、入社後技術研修をはじめとした社内教育を行うことでIT技術とビジネススキルを備えた人材を顧客に提供できることを強みとしております。

そのため当社では、現在の採用活動及び研修制度をさらに発展させ、採用から研修、モチベーション維持のための計画的かつ体系的なシステムの構築、運用に取り組んでまいります。

② 営業の強化

優秀なエンジニアの育成には、エンジニアのキャリアアップの選択肢を拡げるための案件の確保が必要となり、これを実現するための営業力が必要不可欠となります。

そのため当社では、営業個人の提案力、営業力の強化を図るための研修制度の整備を行ってまいります。また、顧客満足の向上を図るため営業部門と技術部門の情報共有や連携強化についても取り組んでまいります。

③ 新規事業の開発と拡大

長期にわたる企業成長を実現するためには、次なる成長のための新規事業の開発と拡大が重要と考えております。

当事業年度におきましては、前事業年度から取り組んでいる「みどりクラウド」をはじめとした農業IoT分野を拡大させるとともに、引き続き新規事業の研究開発にも取り組んでまいります。

④ 企業の社会的責任への取り組み

当社は、経営理念の一つである「世の為人の為に、貢献する」を実践するため、CSR（企業の社会的責任）活動に積極的に取り組んでおり、次の二点につきましても徹底した取り組みを図ってまいります。

(イ)企業統治に係る責任の自覚

当社は、監査役監査及び内部監査の充実並びに管理部門をはじめとした内部管理体制の充実により、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理体制の整備と実効的な運用を図ってまいります。

(ロ)企業モラルの堅持

当社は、顧客企業の機密厳守をはじめとする厳格な情報管理が事業活動継続の生命線と考えており、ISO27001（ISMS）を取得しております。引き続き、このような意識を経営幹部以下全ての従業員に自覚させるために、入社時及び随時に研修を行い、教育・啓蒙を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（平成29年８月31日現在）

| 事　　業 | 主 要 サ ー ビ ス |
|---|---|
| ＩＴインフラ事業 | ネットワーク構築、サーバ構築、セキュリティ構築、保守サービス、ネットワーク運用支援、テクニカルサポート、データセンター運用、IoT保守等 |
| ウェブマーケティング<br>コミュニケーション事業 | ウェブ構築、ウェブ制作運営、ウェブ戦略立案、企画、保守、検索連動型広告運営、運用型ディスプレイ広告運営、マーケティング企画運営、ソーシャルメディア運営、デジタルマーケティング、クラウドCRM等 |
| スマートソリューション事業 | ウェブシステム開発、スマートフォンアプリ開発、品質保証、先端IT活用商品開発、IoT開発等 |

(8) 主要な事業所（平成29年８月31日現在）

| 名　　称 | 所 在 地 |
|---|---|
| 本　　社 | 東京都新宿区西新宿七丁目５番25号 |
| 札 幌 支 社 | 北海道札幌市中央区北１条西五丁目２番９号 |
| 名 古 屋 支 社 | 愛知県名古屋市中村区那古野一丁目47番１号 |
| 大 阪 支 社 | 大阪府大阪市西区靭本町一丁目11番７号 |
| 福 岡 支 社 | 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目20番１号 |
| 横 浜 支 社 | 神奈川県横浜市神奈川区栄町５番地１ |
| 刈 谷 支 店 | 愛知県刈谷市大手町二丁目29番地 |

(9) 従業員の状況（平成29年８月31日現在）

| 従 業 員 数 | 前期末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 1,583名 | 341名増 | 30.1歳 | 2.7年 |

（注）1. 従業員数は、就業従業員数であります。
2. 従業員数の増加は、主として業容の拡大に伴い定期採用者及び期中採用者が増加したことによるものであります。

(10) 主要な借入先（平成29年８月31日現在）

| 借入先 | 借入金残高 |
|---|---|
| 日本生命保険相互会社 | 50,000千円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 43,759千円 |
| 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 | 16,670千円 |

２．会社の株式に関する事項（平成29年８月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　49,376,000株

(2) 発行済株式の総数　13,734,400株

(3) 株主数　4,745名

(4) 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 宮崎龍己 | 7,072,000株 | 51.49% |
| 宮崎浩美 | 1,360,000株 | 9.90% |
| 株式会社宮崎 | 952,000株 | 6.93% |
| 特定有価証券信託受託者<br>株式会社ＳＭＢＣ信託銀行 | 576,000株 | 4.19% |
| 松井証券株式会社 | 98,500株 | 0.71% |
| 日本証券金融株式会社 | 81,200株 | 0.59% |
| ＧＭＯクリック証券株式会社 | 40,500株 | 0.29% |
| 日本トラスティ・サービス<br>信託銀行株式会社（信託口） | 40,000株 | 0.29% |
| 株式会社ＳＢＩ証券 | 33,500株 | 0.24% |
| DEUTSCHE BANK AG LONDON GPF<br>CLIENT OMNI-FULL TAX 613 | 30,400株 | 0.22% |

## ３．会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度末における当社役員が保有している新株予約権の状況

| | 第３回新株予約権 | 第４回新株予約権 |
|---|---|---|
| 発行決議の日 | 平成26年８月22日 | 平成26年12月25日 |
| 新株予約権の数 | 20個 | 138個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 普通株式　8,000株<br>(新株予約権１個当たり400株)<br>(注) 2 | 普通株式　55,200株<br>(新株予約権１個当たり400株)<br>(注) 2 |
| 新株予約権の発行価額 | 無　償 | 無　償 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 新株予約権１個当たり<br>18,000円<br>(１株当たり　45円)<br>(注) 2 | 新株予約権１個当たり<br>55,200円<br>(１株当たり　138円)<br>(注) 2 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成28年８月29日<br>～平成33年８月28日 | 平成28年12月26日<br>～平成33年12月25日 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 1 | (注) 1 |
| 役員の保有状況 | 20個（１名）(注) 3 | 138個（１名） |
| うち取締役<br>(社外取締役を除く) | ― | 138個（１名） |
| うち監査役 | 20個（１名）(注) 3 | ― |

(注) １．新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。

③ その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。

２．平成28年４月30日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を、また、平成29年３月１日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」が調整されております。

３．監査役につきましては、新株予約権の交付時点では監査役ではありませんが、平成26年11月開催の定時株主総会において監査役として選任されております。

### (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## ４．会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成29年８月31日現在）

| 地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役 | 宮崎龍己 | 営業本部長 |
| 専務取締役 | 宮崎浩美 | ＩＴビジネスイノベーション本部長 |
| 取締役 | 小関智春 | 経営管理本部長 |
| 取締役 | 西村光治 | 弁護士法人松尾綜合法律事務所　弁護士<br>日本パーカライジング株式会社　社外取締役<br>カンロ株式会社　社外監査役 |
| 取締役 | 山崎哲男 | ＡＩＵ損害保険株式会社　顧問 |
| 常勤監査役 | 吉本寿樹 | |
| 監査役 | 芹沢俊太郎 | みさき監査法人　統括代表社員<br>TRAD税理士法人　代表社員 |
| 監査役 | 勝呂和之 | 勝呂会計事務所　所長<br>コンフィアンサ税理士法人　代表社員 |

（注）1. 取締役西村光治氏及び山崎哲男氏は、社外取締役であります。
2. 監査役芹沢俊太郎氏及び勝呂和之氏は、社外監査役であります。
3. 取締役西村光治氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に精通し幅広い知識と豊富な知見を有しております。
4. 監査役芹沢俊太郎氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役勝呂和之氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社では、業務執行の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。なお、平成29年８月31日現在の執行役員は、専務執行役員宮崎浩美氏、執行役員小関智春氏、米谷信吾氏の３名で構成されております。
7. 取締役西村光治氏及び山崎哲男氏、監査役芹沢俊太郎氏及び勝呂和之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 当事業年度中に新たに就任した執行役員は次のとおりです。

| 就任年月日 | 担当 | 氏名 |
|---|---|---|
| 平成28年９月１日 | ＩＴソリューション本部長 | 米谷信吾 |

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役の全員は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める額としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区　　分 | 人　数 | 報酬等の総額 |
|---|---|---|
| 取　締　役<br>（うち社外取締役） | ５名<br>（２名） | 81,872千円<br>（ 4,900千円） |
| 監　査　役<br>（うち社外監査役） | ３名<br>（２名） | 12,422千円<br>（ 5,200千円） |
| 合　　計 | ８名<br>（４名） | 94,294千円<br>（10,100千円） |

（注）　平成27年11月26日開催の第28期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額240,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人給与分を含まない）、監査役の報酬額を年額20,000千円以内と決議いただいております。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ①　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 地　位 | 氏　名 | 兼職する法人等 | 兼職の内容 |
|---|---|---|---|
| 取締役 | 西村光治 | 弁護士法人松尾綜合法律事務所<br>日本パーカライジング株式会社<br>カンロ株式会社 | 弁護士<br>社外取締役<br>社外監査役 |
| 取締役 | 山崎哲男 | ＡＩＵ損害保険株式会社 | 顧問 |
| 監査役 | 芹沢俊太郎 | みさき監査法人<br>TRAD税理士法人 | 統括代表社員<br>代表社員 |
| 監査役 | 勝呂和之 | 勝呂会計事務所<br>コンフィアンサ税理士法人 | 所長<br>代表社員 |

（注）　兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(イ)取締役西村光治氏は、開催された全ての取締役会に出席し、主に弁護士としての豊富な経験を生かし、適宜質問・意見表明等の発言を行っております。

(ロ)取締役山崎哲男氏は、開催された全ての取締役会に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、適宜質問・意見表明等の発言を行っております。

(ハ)監査役芹沢俊太郎氏は、開催された全ての取締役会及び監査役会に出席し、取締役会において主に公認会計士としての豊富な経験を生かし、適宜質問・意見表明等の発言を行っております。また監査役会においても法令や定款の遵守に係る見地から、適宜意見の表明を行っております。

(ニ)監査役勝呂和之氏は、開催された全ての取締役会及び監査役会に出席し、取締役会において主に税理士としての豊富な経験を生かし、適宜質問・意見表明等の発言を行っております。また監査役会においても法令や定款の遵守に係る見地から、適宜意見の表明を行っております。

## ５．会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 17,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 17,000千円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について相当であると認めたものであります。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

記載すべき事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

### (5) 過去２年間に受けた業務停止処分に関する事項

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止３ヶ月（平成28年１月１日から同年３月31日まで）の処分を受けました。

## ６．業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

### (1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、法令・定款及び社会規範を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、法令・定款及び社会規範に適合した社内規程を整備し、当社グループの取締役及び従業員はこれに従い職務を執行する。

② 当社は、コンプライアンスの徹底を図るため、担当取締役を任命し、「コンプライアンス規程」に基づき、全社的なコンプライアンス体制の整備を図るとともに、当社グループの取締役及び従業員に対する教育、管理監督を行う。

③ 当社は、法令・社会規範及び社内規程などの違反行為などの早期発見・是正を目的として、「内部通報制度」を設け、効果的な運用を図る。

④ 反社会的勢力の排除を「反社会的勢力対策規程」に定め、企業の社会的責任を十分認識し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むとともに、それら勢力との取引や資金提供を疑われるような一切の関係、不当要求を拒絶・遮断する。

⑤ コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づき厳正に対処する。

**(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

① 株主総会、取締役会などの議事録及び社内規程に従って作成された業務に関する文書は、法令及び「文書管理規程」など社内規程に基づき適切な保存・管理を行う。

② 取締役及び監査役は各部門が保存及び管理する情報を常時直接閲覧・謄写又は複写することができる。

**(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社は「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスクの把握・事前対応を行うとともにリスクが顕在化した場合には緊急対策本部を設置し、対策にあたる。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

① 経営上の重要事項審議のため、取締役会を原則月に1回以上開催し業務執行上の重要案件について十分審議を行う。

② 職務執行に係る権限を「業務分掌規程」「職務権限規程」「決裁権限基準」等に定め、必要な手続きを経て承認を得た範囲内で権限委譲を行う。また、業務運営に関する個別経営課題については、事業部会及び幹部会にて審議することにより、取締役の職務執行の効率化を図る。

**(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**

① 子会社の管理責任は事業を所管する事業部長が負い、事業部長が指名する者が子会社を管理する。

② 子会社の代表は、所管する事業部に対して定期的に運営状況や経営戦略について情報を共有し連携を図る。

③ 子会社の経営活動上の意思決定事項については、子会社の代表若しくは管理者が当社取締役会に報告し承認を得るものとする。

④ 子会社の代表及び管理者は、子会社にて損失の危険が生じた場合、直ちに所管事業部長へ報告する。

⑤ 子会社の業務監査・コンプライアンス監査などのため、子会社に当社内部監査室を派遣し監査を行う。監査結果については、代表取締役・所管する事業部長及び常勤監査役に報告する。

**(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における、当該従業員に関する事項**

監査役から求められた場合には、監査役と協議の上、監査役の職務を補助する従業員を配置する。

**(7) 監査役の職務を補助する従業員の取締役からの独立性に関する事項**

監査役の職務を補助する従業員は、当社の就業規則に従うが、当該職務に関する指揮命令権は監査役に属するものとし、異動･評価･懲戒等の人事事項については監査役と事前協議の上実施する。

**(8) 監査役の職務を補助する従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当社監査役より監査業務に関する命令を受けた従業員は、その命令に反して当社取締役の指揮命令を受けないものとする。

**(9) 当社グループの取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

① 当社グループの取締役及び従業員は、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく報告するものとする。

(イ)当社グループの経営に重大な悪影響を及ぼすおそれのある法律上・財務上の事項

(ロ)その他、当社グループの信用及び業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

(ハ)重要な訴訟・係争事項

(ニ)社内規程の違反で重大な事項

(ホ)その他、上記に準じる事項

② 当社グループの取締役及び従業員は、前項に定める事項及び内部通報制度の通報状況について、速やかに当社の監査役に対し報告を行う。

③ 監査役が必要と判断した時は、いつでも当社グループの取締役及び従業員などに対して報告を求める。

**(10) 監査役への報告及び報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査役に報告・相談を行った取締役及び従業員に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

**(11) 会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項**

取締役は、監査役の職務の執行に協力し監査の実効を担保するための監査費用についてあらかじめ予算計上し、監査役の職務の執行に係る費用等の支払いを行う。

**(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

① 取締役は「監査役監査規程」に定める監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、監査役監査の環境整備を行う。

② 監査役は、社長直轄の内部監査部門である内部監査室に監査の協力を求めることができる。内部監査室は、監査役による効率的な監査に協力する。

③ 監査役は、取締役及び従業員に対し、随時必要に応じ監査への協力を求めることができる。

④ 監査役は、会計監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図ることができる。

⑤ 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会並びに経営会議のほか、全ての会議又は委員会等に出席し報告を受けることができる。

⑥ 取締役及び従業員は、監査役が求める重要な書類については、速やかに監査役に提出する。

⑦ 当社グループの取締役及び従業員は、当社又は子会社の業務執行に関し、監査役にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を直接行うことができる。

⑧ 監査役は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催し、必要に応じ取締役及び従業員との連絡会を開催し報告を受けることができる。

⑨ 取締役及び従業員は、監査役が事業の報告を求めた場合、又は業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

⑩ 監査役は、取締役による子会社管理の監査を行うため、主要な子会社の往査、子会社の監査役との日常の連携及び子会社監査役連絡会等を通じて、子会社から報告を受けることができる。

**(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況について**

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制の整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。

内部統制については、基本方針に基づき、体制の構築と運用が「計画、実行、点検、行動」のサイクルに沿って確実に行われるように努めており、必要に応じて体制の見直しを行っております。また、財務報告の内部統制については、全社統制及び業務プロセスの整備と運用状況の評価を実施いたしました。前年度と評価範囲について実質的な変更はありませんが、有効性は勿論、効率的にも注力し、整備と運用の改善を今後とも進めてまいります。

（注） 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

（平成29年８月31日現在）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| **流動資産** | **3,091,716** | **流動負債** | **1,155,760** |
| 現金及び預金 | 1,876,912 | 買掛金 | 22,820 |
| 受取手形 | 19,268 | １年内返済予定の長期借入金 | 41,666 |
| 売掛金 | 1,002,925 | 未払金 | 526,219 |
| 仕掛品 | 5,145 | 未払費用 | 54,331 |
| 原材料 | 37,239 | 未払法人税等 | 76,917 |
| 前渡金 | 6,665 | 未払消費税等 | 142,863 |
| 前払費用 | 31,531 | 預り金 | 11,948 |
| 繰延税金資産 | 107,961 | 賞与引当金 | 272,442 |
| 未収入金 | 2,121 | その他 | 6,550 |
| その他 | 2,082 | **固定負債** | **128,301** |
| 貸倒引当金 | △137 | 長期借入金 | 68,763 |
| **固定資産** | **320,088** | 退職給付引当金 | 59,538 |
| **有形固定資産** | **76,388** | **負債合計** | **1,284,061** |
| 建物 | 64,115 | （純資産の部） | |
| 車両運搬具 | 370 | **株主資本** | **2,127,743** |
| 工具、器具及び備品 | 11,902 | **資本金** | **296,399** |
| **無形固定資産** | **82,371** | **資本剰余金** | **494,149** |
| ソフトウエア | 80,784 | 資本準備金 | 208,549 |
| 電話加入権 | 1,587 | その他資本剰余金 | 285,600 |
| **投資その他の資産** | **161,327** | **利益剰余金** | **1,337,194** |
| 関係会社株式 | 858 | 利益準備金 | 11,290 |
| 繰延税金資産 | 22,507 | その他利益剰余金 | 1,325,904 |
| 敷金及び保証金 | 123,724 | 別途積立金 | 31,700 |
| その他 | 14,237 | 繰越利益剰余金 | 1,294,204 |
| | | **純資産合計** | **2,127,743** |
| **資産合計** | **3,411,805** | **負債・純資産合計** | **3,411,805** |

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損　益　計　算　書

（平成28年９月１日から
平成29年８月31日まで）

（単位：千円）

| 科　　目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| **売　　上　　高** | | 7,500,181 |
| **売　　上　　原　　価** | | 5,854,612 |
| **売　上　総　利　益** | | 1,645,568 |
| **販売費及び一般管理費** | | 1,112,716 |
| **営　業　利　益** | | 532,852 |
| **営　業　外　収　益** | | |
| 受取利息及び配当金 | 24 | |
| 貸倒引当金戻入額 | 477 | |
| 助　成　金　収　入 | 5,282 | |
| 補　助　金　収　入 | 4,793 | |
| 為　替　差　益 | 802 | |
| そ　の　他 | 287 | 11,667 |
| **営　業　外　費　用** | | |
| 支　払　利　息 | 1,217 | 1,217 |
| **経　常　利　益** | | 543,301 |
| **特　別　損　失** | | |
| 関係会社株式評価損 | 2,004 | 2,004 |
| **税引前当期純利益** | | 541,296 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 182,773 | |
| 法人税等調整額 | △1,498 | 181,275 |
| **当　期　純　利　益** | | 360,021 |

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（平成28年９月１日から
平成29年８月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 |
| 当期首残高 | 292,634 | 207,634 | 285,600 | 493,234 | 8,150 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 3,765 | 915 | | 915 | |
| 剰余金の配当 | | | | | |
| 剰余金の配当に伴う利益準備金の積立 | | | | | 3,139 |
| 当期純利益 | | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | 3,765 | 915 | — | 915 | 3,139 |
| 当期末残高 | 296,399 | 208,549 | 285,600 | 494,149 | 11,290 |

| | 株主資本 | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 | | |
| | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | | | |
| | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | | |
| 当期首残高 | 31,700 | 968,719 | 1,008,570 | 1,794,438 | 250 | 1,794,688 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 | | | | 4,681 | | 4,681 |
| 剰余金の配当 | | △31,397 | △31,397 | △31,397 | | △31,397 |
| 剰余金の配当に伴う利益準備金の積立 | | △3,139 | — | — | | — |
| 当期純利益 | | 360,021 | 360,021 | 360,021 | | 360,021 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | △250 | △250 |
| 当期変動額合計 | — | 325,484 | 328,624 | 333,305 | △250 | 333,055 |
| 当期末残高 | 31,700 | 1,294,204 | 1,337,194 | 2,127,743 | — | 2,127,743 |

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個 別 注 記 表

## 1．重要な会計方針

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子 会 社 株 式 …… 移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕　　掛　　品 …… 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原　　材　　料 …… 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …… 定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建　　物 | ３～15年 |
| 車 両 運 搬 具 | ２年 |
| 工具、器具及び備品 | ２～８年 |

② 無形固定資産 …… 定額法

自社利用目的のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（３～５年）に基づいております。

### (3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

③　退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

**(4) 消費税等の会計処理**

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

**2．貸借対照表に関する注記**

| | |
|---|---|
| **(1) 有形固定資産の減価償却累計額** | 43,346千円 |
| **(2) 関係会社に対する金銭債権債務** | |
| **短期金銭債権** | 3,586千円 |

**3．損益計算書に関する注記**

| | |
|---|---|
| **関係会社との取引高** | |
| **営業取引による取引高** | |
| **外　注　費** | 7,388千円 |

## ４．株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式（株） | 3,376,100 | 10,358,300 | ― | 13,734,400 |

（注）当期増加株式数は、株式分割（１株につき４株に分割）により10,139,700株、新株予約権の権利行使により218,600株を発行したことによるものであります。

### (2) 剰余金の配当に関する事項

① 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | １株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成28年11月25日定時株主総会 | 普通株式 | 31,397千円 | ９円30銭 | 平成28年８月31日 | 平成28年11月28日 |

② 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成29年11月22日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する予定であります。

| 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | １株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 利益剰余金 | 34,336千円 | ２円50銭 | 平成29年８月31日 | 平成29年11月24日 |

### (3) 新株予約権に関する事項

当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　297,600株

## ５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、退職給付引当金の否認等であります。

## ６．金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、全て１年以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で２年後であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、財務経理部が債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

**(2) 金融商品の時価等に関する事項**

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注２)を参照ください。)。

| | 貸借対照表計上額(千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|---|---|---|---|
| (1) 現金及び預金 | 1,876,912 | 1,876,912 | ― |
| (2) 受取手形 | 19,268 | 19,268 | ― |
| (3) 売掛金 | 1,002,925 | 1,002,925 | ― |
| (4) 未収入金 | 2,121 | 2,121 | ― |
| 資産計 | 2,901,227 | 2,901,227 | ― |
| (1) 買掛金 | 22,820 | 22,820 | ― |
| (2) 未払金 | 526,219 | 526,219 | ― |
| (3) 未払費用 | 54,331 | 54,331 | ― |
| (4) 未払法人税等 | 76,917 | 76,917 | ― |
| (5) 未払消費税等 | 142,863 | 142,863 | ― |
| (6) 長期借入金(1年内返済予定を含む) | 110,429 | 110,587 | 158 |
| 負債計 | 933,581 | 933,739 | 158 |

(注) １．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

| 区分 | 当事業年度<br>(平成29年８月31日) |
|---|---|
| 関係会社株式 | 858千円 |

(注) 関係会社株式については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表に含めておりません。

(注) 3．金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

| | １年以内<br>(千円) | １年超<br>５年以内<br>(千円) | ５年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|---|---|---|---|---|
| 現金及び預金 | 1,875,851 | ― | ― | ― |
| 受取手形 | 19,268 | ― | ― | ― |
| 売掛金 | 1,002,925 | ― | ― | ― |
| 合計 | 2,898,045 | ― | ― | ― |

(注) 4．長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

| | １年以内<br>(千円) | １年超<br>２年以内<br>(千円) | ２年超<br>３年以内<br>(千円) | ３年超<br>４年以内<br>(千円) | ４年超<br>５年以内<br>(千円) | ５年超<br>(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 長期借入金<br>(1年内返済予定を含む) | 41,666 | 68,763 | ― | ― | ― | ― |
| 合計 | 41,666 | 68,763 | ― | ― | ― | ― |

## ７．関連当事者との取引に関する注記

計算書類作成会社の子会社との取引

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金（千円） | 事業の内容又は職業 | 議決権の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 非連結子会社 | 世科信息技術（瀋陽）有限公司 | 中華人民共和国遼寧省 | 15,000 | システム開発 | （所有）直接100.0% | 役員の兼任 | エンジニア・サポート業務の委託（注）２ | 7,388 | 前渡金 | 3,586 |

（注）１．上記金額には消費税等は含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

## ８．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　154円92銭

１株当たり当期純利益　26円47銭

（注）当社は、平成29年３月１日付けで普通株式１株につき４株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

## ９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 10．追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

（退職給付引当金）

退職給付に係る会計処理は、前事業年度において、退職給付債務の計算を簡便法によっておりましたが、当事業年度末から原則法により計算する方法へ変更しております。

この変更は当事業年度末における退職給付計算の対象となる従業員数が300人を超えたためであります。なお、この変更に伴う影響額は軽微であります。

**会計監査人の監査報告書　謄本**

# 独立監査人の監査報告書

平成29年10月20日

株式会社セラク
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　三浦　　太　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　新居　伸浩　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社セラクの平成２８年９月１日から平成２９年８月３１日までの第３０期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告書　謄本

# 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年９月１日から平成29年８月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年10月20日

株式会社セラク　監査役会

常勤監査役　　吉　本　寿　樹　　㊞
社外監査役　　芹　沢　俊太郎　　㊞
社外監査役　　勝　呂　和　之　　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

**第１号議案**　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用いる一方、株主の皆様に対する利益還元も考慮して、下記のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき　　金２円50銭

総額　　34,336,000円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年11月24日

**第２号議案**　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 宮崎 龍己（みやざき たつみ）<br>（昭和32年２月26日生） | 昭和55年４月　株式会社マーク入社<br>昭和56年12月　米国クイーンズ大学　留学<br>昭和59年２月　株式会社マーク復職<br>昭和62年12月　当社設立、代表取締役<br>平成23年12月　当社代表取締役営業本部長（現任） | 7,072,000株 |
| 2 | 宮崎 浩美（みやざき ひろみ）<br>（昭和37年６月５日生） | 昭和62年４月　東ソー株式会社入社<br>平成６年８月　当社入社<br>平成６年10月　当社取締役<br>平成19年１月　当社常務取締役<br>平成25年１月　当社専務取締役<br>平成26年10月　当社専務取締役執行役員経営管理本部長<br>平成28年９月　当社専務取締役執行役員ＩＴビジネスイノベーション本部長（現任） | 1,360,000株 |
| 3 | 小関 智春（こぜき ともはる）<br>（昭和50年６月24日生） | 平成11年４月　株式会社グローアップ入社<br>平成12年３月　当社入社<br>平成15年４月　ネットワークソリューション事業部長<br>平成19年７月　当社取締役<br>平成26年10月　当社取締役執行役員技術本部長<br>平成28年９月　当社取締役執行役員経営管理本部長（現任） | ― |
| 4 | 西村 光治（にしむら こうじ）<br>（昭和40年10月６日生） | 平成４年４月　弁護士登録（東京弁護士会）<br>弁護士法人松尾綜合法律事務所入所（現任）<br>平成19年６月　日本パーカライジング株式会社 監査役<br>平成26年12月　当社社外取締役（現任）<br>平成27年３月　カンロ株式会社 社外監査役（現任）<br>平成27年６月　日本パーカライジング株式会社 社外取締役（現任） | ― |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 5 | 山崎 哲男（やまざき てつお）<br>（昭和28年11月４日生） | 昭和51年４月　日興証券株式会社（現・ＳＭＢＣ日興証券株式会社）入社<br>平成11年１月　同社 執行役員 企業法人本部長<br>平成14年３月　同社 常務執行役員 近畿北陸本部長<br>株式会社大阪証券取引所（現・株式会社大阪取引所）　社外取締役<br>平成19年３月　日興企業株式会社 代表取締役社長<br>平成22年４月　ＡＩＵ損害保険株式会社 顧問（現任）<br>平成27年11月　当社社外取締役（現任） | ― |

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．宮崎龍己氏は会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。
３．西村光治氏及び山崎哲男氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役の候補者であります。なお、当社は西村光治氏及び山崎哲男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
４．西村光治氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
会社法務等の豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に寄与されることが期待され、社外取締役候補者として適任であると考えております。
５．山崎哲男氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
長年に渡り証券業界に携わられており、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に寄与されることが期待され、かつ経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外取締役候補者として適任であると考えております。
６．西村光治氏及び山崎哲男氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって西村光治氏が２年11ヶ月、山崎哲男氏が２年となります。
７．当社と西村光治氏及び山崎哲男氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める額としております。両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

以　上

# 株主総会会場ご案内図

**会　場**　東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
住友不動産新宿グランドタワー５階
ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター




●交通「西新宿駅」１番出口より徒歩３分（丸ノ内線）
「都庁前駅」Ｅ５出口より徒歩６分（大江戸線）
「新宿西口駅」Ｄ４出口より徒歩11分（大江戸線）
「新宿駅」西口より徒歩15分（ＪＲ線・丸ノ内線・大江戸線等）
（お車でのご来場はご遠慮ください）